

秋月 駐在所だより

令和 4年 2月号
発行：朝倉警察署 22-0110
協力：各コミュニティセンター

自宅にクロスボウ眠っていませんか？

近年、クロスボウ(ボウガン)を使用した凶悪事件が相次いで発生したことから、銃刀法が改正され



クロスボウの所持には**許可**が必要となりました。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 施行期日

令和4年3月15日

《改正銃刀法の概要》

- ◎ 所持が原則禁止され、許可制となります。
- ◎ 使用場所、保管方法に関する規制が行われます。

《規制の対象となるクロスボウは？》

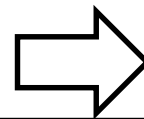
- ◎ 人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウが対象となりますが、具体的な規制対象については、内閣府令で定められます。



県内の警察署では、無償でクロスボウの引取り・回収を行っています！
現在所持している方は最寄りの警察署に連絡してください。



クロスボウに関する広報動画を公開中！！



駐在所のちょっと作ってみましたシリーズ第4弾



新年を迎え、今回は秋月の観光名所の一つ“眼鏡橋”の「切り絵」

を作ってみました。

(創作者：妻)

駐在所に置いてありますのでぜひ見に来てください。



令和3年12月中

事件	0件
怪我のある事故	0件
怪我のない事故	4件

